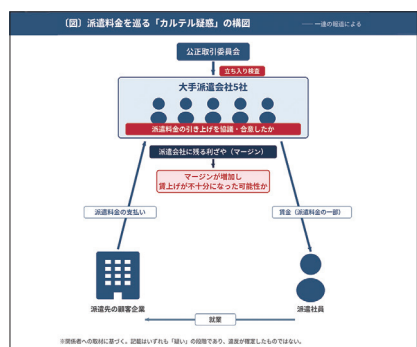


6月2日、公取委は、人材派遣大手5社が派遣先から受け取る「派遣料金」をめぐるカルテルを結んだ疑いがあると、独占禁止法違反（不当な取引制限）の疑いで一斉に立ち入り検査に踏み切った。対象は、パーソルテンプスタッフ、スタッフサービス、リクルートスタッフィング、アデコ、マンパワーグループ。いずれも業界を代表するリーディングカンパニーである。

テレビ各局は、調査官が本社に入る様子を速報映像で流し、新聞各紙も大きく報じた。各紙は「派遣料金引き上げでカルテルか」などと伝え、関係者によれば5社は遅くとも2022年以降、料金の引き上げについて協議・合意していた疑いがあるという。人材派遣業界への立ち入りは初めてとみられ、業界に衝撃が走った。報道はその日のうちに全国を駆けめぐり、SNSでも「中抜き」「便乗

◆各紙社説の論調
 ある大手経済紙の社説は、もしカルテルによって自由な価格競争が妨げられたのであれば、物価高という経済情勢に便乗した悪質な行為だと指摘した。自社の利益を優先し、物価高に苦しむ派遣社員への待遇改善を後回しにするのは許されないとした上で、率先すべき大手が不正を行っていたのなら事態は深刻だと、業界全体に信頼回復を求めている。同時に、



▲一連の報道が描く「派遣料金カルテル疑惑」の構図

第1章
 一連の報道と社説は、何を語ったか

値上げ」といった言葉が飛び交った。報道の波は、まもなく各紙の社説へと広がった。論調を概観しておきたい。

中小は人材確保や交渉力で大手に劣り倒産も増えていること、派遣が本来は成長市場への労働移動を促す機能を担うことにも触れた。ある全国紙の社説は、競争があつてこそサービスの質は向上するという立場から、価格協調は結局、利用者と労働者の不利益を招くと論じた。

ある地方紙は、まずは事実関係の解明と、料金決定の透明性向上を求める、比較的穏当な論調をとった。

別の地方紙は、業界の構造や体質そのものへの切り込みを促した。そして最も舌鋒鋭かったのが、某Webメディアである。賃上げに便乗した「中抜き」であり、派遣制度そのものが労働市場の崩壊を招きかねない、とまで踏み込んだ。

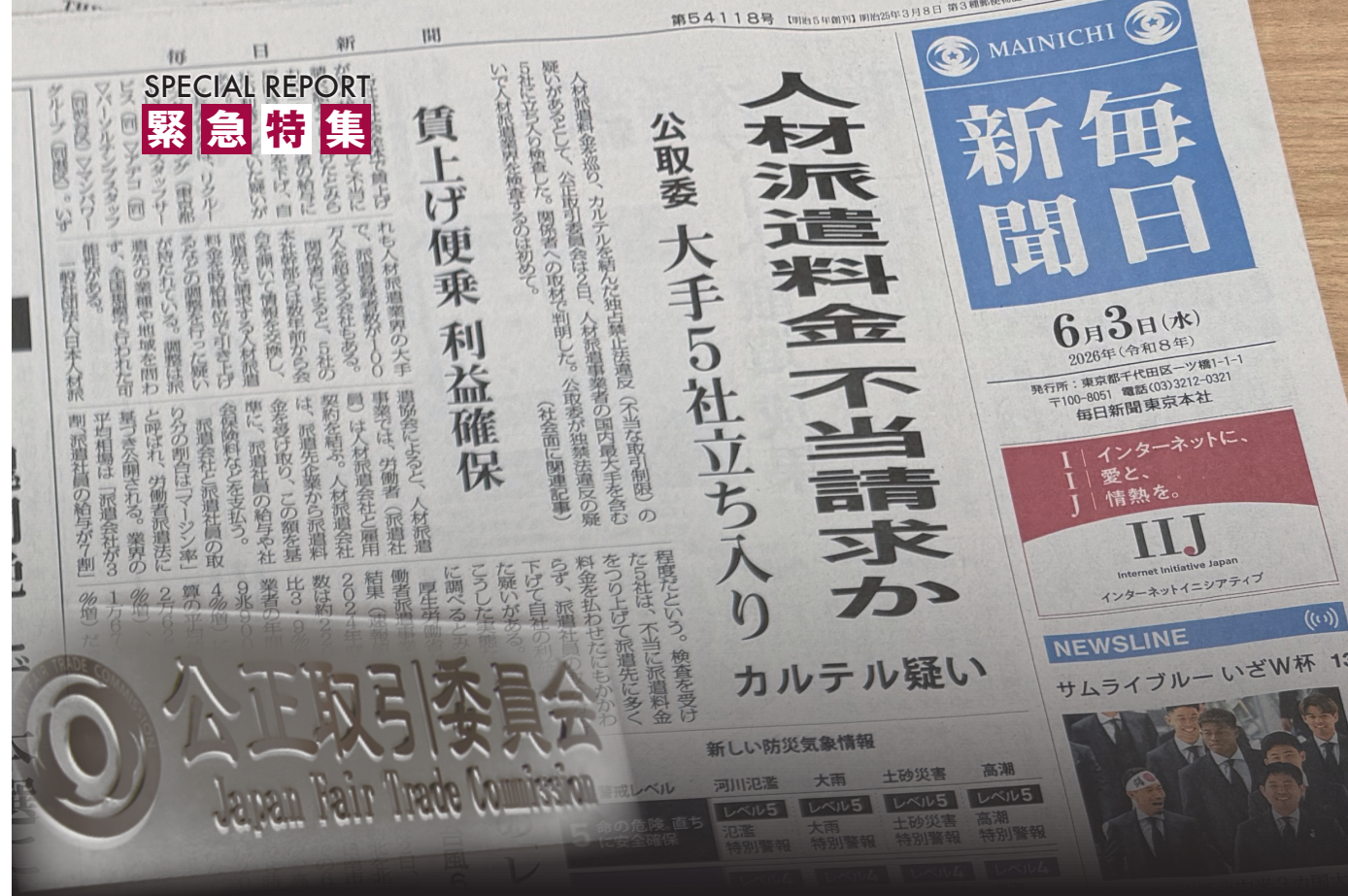
各紙・各メディアの論点は、「便乗」「中抜き」「透明性」「業界の体質」へと収斂していく。総じて、業界には厳しい視線が注がれた。だが——その論調は、本当に事実の全体像をとらえているのだろうか。次章以降、専門誌の立場から「？」を投じていきたい。

そもそも「カルテル」とは

カルテルとは、本来は互いに競争しているはずの事業者同士が、価格や数量などを合意することで、市場の競争を実質的に制限する行為をいう。独占禁止法は、これを「不当な取引制限」(第3条)として禁じている。

摘発の流れは、①立入検査(強制調査)→②審査→③違反が認定されれば「排除措置命令」と「課徴金納付命令」。課徴金は、対象期間の売上額に算定率(大企業のカルテルは原則10%)を乗じて算出される。違反を自主申告した企業は課徴金が減免される「リーニエンス(課徴金減免制度)」もあり、多くのカルテルは内部からの申告を端緒に発覚する。

ここで決定的に重要な点がある。「料金を引き上げること」そのものは、何ら違法ではない。違法となるのは、競争相手と「足並みをそろえて」引き上げを申し合わせた場合である。値上げと価格協調は、まったく別の問題だ。本特集が問いたいの、まさにこの一線にある。



その報道、本当に「中抜き」か

——「派遣料金カルテル疑惑」をめぐる一連の報道に、専門誌としてあえて「？」を投じる

公取委自身が「料金引き上げ」を促していた。2022年からの3年間に、人材ビジネス業界で何が起きたのかを検証する

「人材派遣大手5社に、公正取引委員会が立ち入り検査——」。2026年6月2日、このニュースはテレビ・新聞各社によって一斉に報じられた。続いて各紙の社説が並び、その論調は「賃上げに便乗した中抜きではないか」「競争なきところに質は高まらない」といった、業界批判の色合いを強く帯びていた。だが、専門誌の立場から、あえて立ち止まりたい。一連の報道は、ある重大な事実を見落としてはいないか。公取委が問題視する「2022年以降」の3年間、人材ビジネス業界では何が起きていたのか。物価高のなか、政府も——そして当の公正取引委員会自身も——「派遣料金の引き上げ」を促してきたのではなかったか。本特集は、報道の論調に「？」を投げ、資料に基づいて検証する。値上げそのものを断罪する前に、確認すべきことがある。これは、働く人のための適正な賃上げを止めないための、冷静な視座の提案である。